

自主的避難等対象区域（郡山市）から原発事故直後に避難した申立人ら（父母、幼児、乳児）について、請求のあった平成25年9月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1，同X2，同X3、及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）平成23年分

- ア 避難費用（交通費）
- イ 避難費用（宿泊費）
- ウ 避難費用（面会交通費）
- エ 避難費用（一時立入交通費）
- オ 避難費用（引越費用）
- カ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- キ 生活費増加費用（家財道具購入費用）
- ク 生活費増加費用（学用品）
- ケ 精神的損害

（2）平成24年分

- ア 避難費用（面会交通費）
- イ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ウ 避難雑費

（3）平成25年分

- ア 避難費用（面会交通費）
- イ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）
- ウ 避難雑費

2 期間

- （1）：平成23年3月11日から同年12月末日まで
- （2）：平成24年1月1日から同年12月末日まで
- （3）：平成25年1月1日から同年9月末日まで

第2 和解金額

被申立人は、第1の第1項記載の損害項目及び同第2項記載の期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,880,911円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 平成23年分

ア 避難費用 (交通費)	68,991円
イ 避難費用 (宿泊費)	189,000円
ウ 避難費用 (面会交通費)	230,400円
エ 避難費用 (一時立入交通費)	56,220円
オ 避難費用 (引越費用)	94,500円
カ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	270,000円
キ 生活費増加費用 (家財道具購入費用)	300,000円
ク 生活費増加費用 (学用品)	117,000円
ケ 精神的損害	480,000円

(2) 平成24年分

ア 避難費用 (面会交通費)	345,600円
イ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	360,000円
ウ 避難雑費	480,000円

(3) 平成25年分

ア 避難費用 (面会交通費)	259,200円
イ 生活費増加費用 (二重生活に伴う生活費増加分)	270,000円
ウ 避難雑費	360,000円

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的賠償、生活費増加費用及び移動費用として金1,360,000円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1の第1項記載の損害項目(同第2項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第1の第1項(1)ウ及びケ、(2)ア及びウ、(3)ア及びウ記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年12月24日

(仲介委員 大西英敏)